

規制改革ホットライン処理方針(案)
 (令和4年9月15日から令和4年12月14日までの回答)

地域産業活性化ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
獣医師以外による家畜の採血の解禁について	対応不可	△	1
農地振興地域の整備に関する法律の見直し	①事実誤認 ②事実誤認	◎	2

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項
措置済	提案に対し、所管省庁がすでに対応を行った事項
無印	当面、検討を要しないと判断した事項

提案内容に関する所管省庁の回答

地域産業活性化WG関連

番号1

所管省庁への検討要請日	令和4年8月24日	回答取りまとめ日	令和4年9月15日
-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	獣医師以外による家畜の採血の解禁について
具体的内容	獣医師または家畜の所有者のみに制限されている家畜(牛、豚、鶏)の採血を、農場従業員、農協職員、人工授精師等が業務として実施できるようにして欲しい。
提案理由	<p>食料・農業・農村基本計画(令和2年3月閣議決定)において、2030年に牛肉の輸出を3,600億円、牛乳・乳製品を720億円にすると目標を掲げていますが、この目標を達成するには効率的な牛の繁殖(子牛の生産)が不可欠です。</p> <p>現在地方においては、家畜に対応する獣医師が圧倒的に不足していることは獣医師の受給検討会等でも明らかとなっており、増員対策はまったく奏功しておらずこの10年間で獣医師全体は1万人程度増加しているにも関わらず、家畜に対応する獣医師はほとんど増えておらず、むしろ高齢化が進んでいるものと考えられます。</p> <p>獣医師が不足しているにも関わらず、採血は獣医師または家畜の所有者のみに制限されていることから、現在の集約された農場では適時に採血をすることは困難な状況です。この結果、代謝プロファイルテストや採血による妊娠検査などが滞ることで、子牛の生産に支障をきたしています。</p> <p>そのため、農場従業員、農協職員、人工授精師といった普段から家畜に接している者に対して、講習等を行なうことで採血業務の解禁を要望します。</p> <p>採血が農場側において可能になることで限られた獣医師という資源を獣医師にしかできない家畜の治療や予防といったより専門性の高い業務に集中させることで衛生環境をより向上させることができ、豚熱や鳥インフルエンザといった感染症が流行しないように対策をすることも可能になります。</p> <p>ペットに対しては愛玩動物看護師が獣医師の指示のもと採血が可能となっていることから、何らかの形で家畜の採血が獣医師以外にも解禁されることで輸出目標の達成等に寄与するものと考えています。</p>
提案主体	個人

	所管省庁	農林水産省
制度の現状	<p>獣医師法第17条において、獣医師以外の者が飼育動物(牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫、鶏、うずらその他政令で定めるものに限る)の診療を業務とすることを制限しています。</p> <p>愛玩動物分野では、愛玩動物看護師法第40条第1項に基づき、獣医師法第17条の規定にかかわらず、愛玩動物(犬、猫等)に対する採血等の一部の診療行為を、愛玩動物看護師が獣医師の指示の下でのみ、診療の補助として行うことが可能です。なお、愛玩動物看護師の資格を取得するためには、基本的に大学又は養成所で3年以上愛玩動物看護師の業務に必要な知識及び技能を修得した上で、国家試験に合格する必要があります。</p>	
該当法令等	<p>獣医師法 愛玩動物看護師法</p>	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	<p>採血は、非常に高度な獣医学的知識及び技能が必要な獣医療行為です。実施者の知識や技能が十分でない場合、動物に対して危害を及ぼすおそれがあり、最悪の場合、対象動物が死亡する可能性もあります。</p> <p>加えて、採血の際には、家畜伝染病のまん延防止、動物福祉、飼養衛生管理等の観点から留意するための専門的な獣医学的知識が必要になります。</p> <p>このため、採血を含む獣医療行為は、大学で6年間の専門的な獣医学教育を受け、国家試験に合格した獣医師が携わることになっています。</p> <p>御指摘の愛玩動物看護師についても、基本的に大学又は養成所で3年以上獣医学教育を受け、国家試験に合格した上で、愛玩動物に対する一部の獣医療行為の実行が、獣医師の指示の下に認められているものです。</p> <p>以上の理由から、講習等を行うことにより採血業務を認めることは困難です。</p>	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

地域産業活性化WG関連

番号2

所管省庁への検討要請日	令和4年11月18日	回答取りまとめ日	令和4年12月14日
-------------	------------	----------	------------

提案事項	農地振興地域の整備に関する法律の見直し
具体的内容	①農業振興地域の整備に関する法律の第五章の農林水産大臣が指定する市町村の区域を縮小していただきたい。 ②地域住民の要望が高い場合、農地振興地域の除外を許可していただきたい。
提案理由	農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年七月一日法律第五十八号)の第五章 土地利用に関する措置第十五条の二で定められている通り、(農用地区域内における開発行為の制限)農用地区域内において開発行為(宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。)をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事(農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村〔以下この状において「指定市町村」という。〕の区域内にあっては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。と法令にて定められている。 しかしながら、その範囲内において、特に、過疎化が進むエリアについては地域住民からの出店要望の高い状況であるものの、法令により出店を断念せざるを得ない状況である。 過疎地へ出店することにより、地域住民の買い物の支援や、地域活性化にも貢献出来ると考える。 以上の理由から「農業振興地域の整備に関する法律第五章の農林水産大臣が指定する市町村の区域を縮小」かつ「指定の範囲内で合っても地域住民の要望が高い場合、農地振興地域の除外を許可」を検討していただきたい。
提案主体	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会

	所管省庁	農林水産省
制度の現状	農業振興地域内の農用地区域は農業上の利用を確保する土地の区域であり、農用地区域内において開発行為をしようとする者は、(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。)第15条の2第1項に基づき、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならないところ、農林水産大臣が指定する市町村の区域内にあっては、当該指定市町村の長の許可を受けなければならないものとされています。	
該当法令等	農業振興地域の整備に関する法律第15条の2	
対応の分類	①事実誤認②事実誤認	
対応の概要	農振法の指定市町村制度は、地方分権の観点から平成28年度に設けられたものであり、農振法第15条の2に基づく農用地区域内の土地に係る開発許可について、都道府県知事に代わり農林水産大臣の指定を受けた市町村長が行えるというものです。したがって指定を受けた市町村に開発規制がかかるといった仕組みのものではありません。 この開発許可は、農用地区域が農業上の利用を図るべき土地の区域であることにかんがみ、農業用施設を設置する場合や土石の採取等一時的に開発行為を行うなどの場合のみ許可が可能となっており、商業施設等を設置する場合はあらかじめ農用地区域から除外する必要があります。農用地区域内の土地を農用地区域から除外する場合は、農振法に定められた要件を満たす必要があり、市町村において個別の事案ごとに検討されることとなりますので、市町村の農振制度担当部局にご相談ください。	

区分(案)	◎
-------	---